文化芸術活動基盤強化基金 「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 Q&A

	本事業の仕組み	
	応募要件	
3.	育成対象者	4
4.	指導者等	6
5.	実施計画	6
6.	事業類型	8
7.	評価指標	8
8.	重複応募	8
	経費	
10.	提出書類1	2

各質問に該当する事業は以下のとおり表記します。

博物館・美術館等

博物館・美術館等

劇場・音楽堂等

劇場・音楽堂等

1. 本事業の仕組み

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 2次募集を行う予定はあるか。その場合、1次募集で不採択だった場合も再度応募できるか。

2次募集を行うかについては、未定です。なお、2次募集を行う場合には、再応募も可能で す。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 博物館・美術館等と劇場・音楽堂等でそれぞれ何件程度の採択を想定しているのか。

採択件数については未定です。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(3) 助成金の上限額に関わる「事業規模」は何を目安に判断するのか。

助成要望額を目安に応募者側で選択していただきます。審査は規模ごとに実施しますが、応募者は複数の規模に申請(併願)することが可能です。

助成要望額が1億5千万以上・・・・・・・ 大規模

助成要望額が4千万以上、1億5千万以下・・・ 中規模

助成要望額が4千万以下 ・・・・・・・・ 小規模

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(4) 助成金の額の確定はいつ行うのか。

第 I 期のすべての活動終了後、採択団体は第 I 期部分に係る実施計画の最終的な実施結果、 全体収支及び助成対象経費の総額について、振興会へ助成対象活動実績報告書(最終報告) を提出し、振興会は報告書の内容を審査の上、助成金の額の確定手続きを行います。

なお、令和6年度、令和7年度の終了後、採択団体は当該年度における実施計画の実施結果、 発生した費用(助成対象経費)について、振興会へ助成対象活動実績報告書(年度終了)を 提出していただくことを予定しています。(★募集案内 P.22)

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(5) 概算払いは年度ごとに申請が可能になる見込みか。

概算払いの申請時期・回数等の詳細については、採択後にご案内いたします。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(6) 伴走型支援とは何か。具体的な支援内容について教えてほしい。常時アドバイザーが 入るのか、それとも適宜なのか。

計画通りに進捗し成果が得られるよう、アドバイザー等が適宜進捗確認や意見交換等を行い必要な助言等を行います。(★募集案内 P.2)

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(7) 伴走型支援について、評価指標の必須項目である「専門誌・専門家・批評家等からの 評価」を得るために、評価者等を紹介してもらう等の支援は得られるか。

伴走型支援とは、採択事業について計画通りに進捗し成果が得られるよう、アドバイザー等 が適宜進捗確認や意見交換等を行い必要な助言等を行うことを予定しています。評価者のご 紹介等の具体的な支援内容については、採択事業者との対話やヒアリングの中で検討していくもののため現時点では未定ですが、批評家・専門家の評価を得るための派遣費や招聘費は 助成の対象となります。

2. 応募要件

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 事業期間中に指定管理者が変更となる可能性があるが、問題ないか。

事業期間中に指定管理者の契約期間が満了する場合には、本事業の継続実施を指定管理者募 集の要件とするなど、事業継続実施について担保していただくことが必要です。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 事業期間中に施設の改修工事等で、一時的に閉館をする予定がある。閉館中に他所の施設を借りて実施する活動についても助成の対象となるのか。

応募者の施設が使えない場合に、どのように計画を実施していくか、他の施設を活用する場合でもどのように文化施設の機能強化を果たすか等について、要望書に明確に記載いただくことが必要です。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(3) 実行委員会は申請可能か。

実行委員会を組織している場合は、実行委員会名義での申請はできません。ただし、その委員会の中核となる団体(事業費を管理し、事業の実施に係る経理事務や活動を統括する等)が、募集案内 P. 10 の「助成の対象となる者」に該当すれば、その団体の名義をもって申請することができます。申請時に実行委員会の中核団体である旨を証明する書類(実行委員会組織に当たり、団体の担当する業務内容が明示された契約書等)の写しを提出していただきます。また、中核となる団体は事業の終了後も帳簿等を保管するものとし、後日、正当な理由がなく、中核となる団体に帳簿等が保管されていないことが判明した場合には、交付された助成金の返還を求めることがあります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(4) 実行委員会を組織し、中核となる団体名義での申請を検討している。実行委員会の構成団体に委託や発注をしてもよいか。

実行委員会の構成員及び構成団体またはその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務 の発注は全て内部支出に当たり、助成対象とはなりません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(5) 実行委員会を組織し、中核となる団体名義での申請を検討しているが、応募締め切り までに実行委員会の立ち上げが間に合わない。この場合でも応募することは可能か。

できません。応募時までに実行委員会の立ち上げ(規約、会計規則等の制定)が完了している必要があります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(6) 1つの団体が複数申請してよいか。

1つの団体が複数の文化施設の指定管理者となっている場合は、それぞれの文化施設について申請することができます。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(7) 内容の異なる計画であれば、施設の設置者と指定管理者でそれぞれ申請してもよいか。

応募できるのは1施設につき1つの事業です。設置者と指定管理者の両方から申請すること はできません。

3. 育成対象者

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 育成対象者は応募する文化施設と雇用関係や契約関係のあるクリエイタ一等でも問題ないか。

問題ありません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 採択後の育成対象者の変更は認められるか。

原則として認められません。ただし、決定していた育成対象者がやむをえない事情により活動が困難になった等の理由で育成対象者を変更する場合は、当初の計画通りの成果が得られるかどうか個別に判断されることとなります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(3) 育成対象者の人数の制限はあるか。

制限はありません。応募時点で実施計画に具体的に個人名やチーム名を記載いただくことが

必要です。採択後に選抜等を行うため応募時点で育成対象者が未定の場合は、育成対象者の人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に記載してください。なお、応募者は事業期間終了後も育成対象者の活動状況を把握し、振興会または文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えてください。(★募集案内 P.6~7 [育成の対象となる若手クリエイター等])

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(4) グループに海外のクリエイターが含まれる場合、育成対象者として認められるか。

若手クリエイター等がグループの場合であって、グループ内に「日本国籍又は日本の永住資格を有する者」と「日本国籍等を有さない者」が混在している場合は、前者のみが育成対象者となります。ただし、育成対象者としての要件を満たさない者でも、指導者や共同制作者・共演者として事業に参加する者の費用は助成対象として認められます。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 6/12 補足修正

(5) クリエイター支援や文化施設支援の別の事業で、他の団体と育成対象者が重複した場合はどうなるか。

育成対象者の重複は原則として不可です。オーディション等で要望書提出以降に育成対象者の選定をする場合には、別事業での育成対象者となっていないか、又は、なる可能性がないか等十分留意の上、選出を行ってください。なお、結果として育成対象者が重複する場合には、それぞれの事業において計画どおりに育成等の取組が完遂できるかどうかを確認させていただくこととなります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(6) 海外に在住している日本国籍の若手クリエイター等は育成対象者とすることができる か。

対象となりますが、既に十分な海外知名度を有する者・活動の基盤が海外にある者等については、本事業の趣旨に鑑み、審査において対象外とする場合があります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(7) 複数の活動について、それぞれ育成対象者が異なってもよいか。

問題ありません。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(8) 育成対象者を第 I 期初年度の選考者に加え、2年目にも選考の上増やしていく計画と

しても問題ないか。

育成対象者を追加する場合は、当初の計画通りの成果が得られるかどうか個別に判断される こととなります。また、採択後に選抜等を行うため応募時点で育成対象者が未定の場合は、 育成対象者の人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に記載してください。

4. 指導者等

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 指導者等は応募する文化施設の職員でも問題ないか。

問題ありません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 指導者等は外国籍の人物でも問題ないか。

問題ありません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(3) 他の応募者と指導者等が重複しても問題ないか。

問題ありません。なお、重複している場合、充分な指導が行われるかどうか計画を踏まえて 判断されることになります。

5. 実施計画

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) すでに進行している計画を応募してもよいのか。

可能です。ただし、他の補助事業との重複については留意してください。(★募集案内 P.12 「他の助成事業等との重複応募・重複助成」)

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 【第 I 期】中に海外での展示または公演を行うことが必須なのか。

【第Ⅰ期】中での実施は必須ではありませんが、令和10年度までの5か年計画の中で必ず 実施をする必要があります。【第Ⅰ期】中に海外展示/公演を実施しない場合は、【第Ⅱ期】中 に実施する旨を必ず記載してください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(3) 海外展示/公演の後に日本で展示/公演を行ってよいか。

どちらが先でも構いません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(4) 海外展示/公演の形式は、単独主催、現地との共催(一部負担)、海外からの招聘(先 方負担が大きい)のいずれも対象になるか。

いずれも対象となります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(5) 海外公演について、フルプロダクションでなく、ワーク・イン・プログレスやショー ケースでも可能か。

ショーケースは可能ですが、ワーク・イン・プログレスを海外展示/公演の建付けとすることはできません。ワーク・イン・プログレスは事業類型①「拠点形成のための事業」に該当します。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(6) 育成対象の若手クリエイター等が個人的に展覧会や個展、公演を実施する場合は、対象外か。

文化施設が計画する育成の過程・成果発表として位置付けられる展示・公演であれば対象となります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(7) 日程や会場が現時点で確定していない活動を実施計画に含んでもよいか。

問題ありません。ただし、様式の実施日程や実施会場の記入欄に(予定)(交渉中)など、状況が分かるように記入してください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(8) 【第 I 期】に展示や公演を実施しなくてもよいか(【第 II 期】に国内・海外ともに実施予定)。5か年計画のうちで3つの事業類型が網羅されていれば、【第 I 期】中は制作に専念(①拠点形成のための事業のみ)でもよいか。

【第Ⅰ期】中に、展示・公演を行っていただく必要があります。

(9) 第Ⅰ期終了時点で申請者側の事情により事業継続が難しくなった場合、第Ⅱ期の継続

申請を行わないことは可能か。

今回の募集は【第 I 期】(~令和8年度)を助成対象期間としておりますが、本事業は令和 1 ○年度までの約5年間の計画への支援を前提としています。第 II 期においても実現可能な計 画の立案をお願いいたします。

6. 事業類型

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 公演のための稽古や展示のための作品制作、ワーク・イン・プログレスなどのクリエイション過程の取組は、事業類型①「拠点形成のための事業」に該当するのか。

該当します。

7. 評価指標

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(1) 評価指標の「収入の多様化」について、具体的に想定しているものはあるか。

展示/公演活動による収入だけでなく、施設の収益改善や経営基盤強化のために、様々な収入源を確保することを目指していただく指標として項目例に挙げております。募集案内 P.8~9 に掲載している必須項目以外の指標はあくまでも項目例ですので、具体的な内容については申請事業の特色や、HP上に掲載しておりますロジックモデルを参考に、応募者様での設定をお願いいたします。

劇場・音楽堂等 5/30 追加

(2) 様式 1-2 評価指標(劇場・音楽堂等)における「(1) これまでの実績及び今後の数値目標〔基礎データ〕」項目のうち「国際交流事業」について、どのような事業を想定されているか。

国際共同制作や海外からのアーティスト招聘、芸術文化関係者等の海外派遣等、団体において国際交流の視点を持って取り組んだ事業を想定しております。

8. 重複応募

劇場・音楽堂等

(1) R6の劇場・音楽堂等機能強化推進事業に採択をされているが、その一部を今回の事

業に応募をしたい。可能か。

応募可能ですが、本事業に採択され、本事業による助成を受ける場合には、すでに採択が決 定している事業との調整が必要になります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 本基金の別事業である「クリエイター・アーティスト等育成事業」にも応募をしているが、「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業」にも応募可能か。

「クリエイター・アーティスト等育成事業」に応募したプロジェクトと異なる事業であれば 可能です。

9. 経費

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(1) 日当は助成対象経費として認められるか。

認められますが、規程の提出を求める場合があります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(2) 【第Ⅱ期】に予定している展示/公演の準備費用は【第Ⅰ期】に計上可能か。

必要な範囲で可能ではありますが、個別の判断となります。

|博物館・美術館等| |劇場・音楽堂等| 5/30「プレミアムエコノミー」を追記

(3) ビジネスクラス・ファーストクラス・プレミアムエコノミーの利用は計上可能か。

計上不可です。エコノミ―の価格と比較し超過した料金は助成対象外経費とします。

博物館・美術館等

(4) 出展料の支払いが2回分割(もしくはデポジットを前払い)している。内定日より前の支払いとなるが、対象となるか。

内定日以前に支払う経費は計上不可となります。会場費の前払いや、早期に制作する広告宣 伝物等に注意してください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(5) 会場から空港/港、海上輸送、国内入国後の倉庫までの輸送を工程ごとに複数の運送

業者に分けて依頼しても問題ないか。

問題ありません。ただし、精算は発注した内容が完了している分まで(検収まで)の計上となるため、海上輸送等において作品が自社倉庫等まで到着していない場合は、完了とみなされず対象経費と認められません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(6) アクセシビリティに関する経費は対象となるか。

対象となります。音声ガイドやバリアフリー字幕等の鑑賞サポートや視聴覚障害者向けパンフ・ガイドの用意といったアクセシビリティに配慮した取り組みをする場合は、その内容を 個票に記載してください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(7) 海外(もしくは国内)での展示/公演に向けて、下見・打ち合わせ・稽古、創作を含めた作品制作の過程を海外で行う必要がある。その場合は、渡航費、現地交通費、宿泊費、日当、稽古費、などの滞在費用や発生した経費は対象経費となるか。

対象となりますが、事業にかかる旅程であったかどうかを確認するため、証憑の提出を求める場合があります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(8) 常設展示作品や過去に実施した公演等のデジタル・アーカイブ費用は認められるか。

実施計画に位置付けられる若手クリエイター等育成、国内展示及び海外展示の実施に必要と認められる範囲においては経費として認められます。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(9) 令和8年度などの収支状況が未定であるため、収支については現時点見込みの記載で もよいか。

現時点見込みの記載で構いません。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(10) 採択後の経費積算内容の変更や、当初計上していない経費の追加等は可能か。

採択時の助成金の額の範囲内、かつ助成対象経費として計上可能な項目である場合は可能です。ただし変更や追加の程度・内容が大きい場合は、計画変更申請の手続きが必要になることが、変更が認められないことがありますので、ご注意ください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(11) 人件費にはどういった項目を計上できるのか。

プロモーションのために、職員が国内外を往来し交渉等を行う場合や育成対象者の選考事務、 レジデンスに要する事務など、実施計画に関わる職員の人件費について計上が可能です。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(12) 物価変動や為替変動に伴い、旅費や宿泊費が当初想定より大きく変動する可能性があるが、どのように対応すればよいか。大幅に上昇した際の特例措置等はあるか。

外貨により支払った経費については、原則として実際に支払った際の円貨換算額により精算することを予定しています。為替レートの変動に伴う、採択決定後の助成金額の増額は予定しておりません。宿泊費については日本円で上限額を設定しています。精算時には、上回った部分の経費は助成対象外経費として記載してください。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(13) 育成対象者に支払う出演料等の金額に上限はあるか。

出演料に上限はありませんが、支出の根拠となる資料(単価表、契約書等)の提出を求める 場合があります。

博物館・美術館等劇場・音楽堂等

(14) 批評家・専門家の評価を得るための派遣費や招聘費は助成の対象となるか。

対象となります。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(15) 審査結果の通知は7月中と記載されているが、7月発注予定のものから対象経費に計上して申請して問題ないか。

内定日以降の経費を対象としています。7月発注予定のものから計上していただいて問題ありませんが、交付申請書提出時に対象外経費等の修正をしていただく場合があります。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 5/30 追加

(16) 募集案内 P.17 助成対象外経費に「ウェブサイト作成費・運用費(応募活動以外に関わるもの)」とあるが、P.16 に助成対象経費として宣伝費に記載のある「WEBページ作成・利用料」とはどう違うのか。例えば特設サイト、アーカイブページ等を作成する場合は、助成対象経費となるか。

展示/公演や育成対象者のプロモーション等の特設 WEB サイト、アーカイブページ等(当該助

成事業だけに使うサイト)に係る経費は助成対象となり、施設全体の WEB サイトに係る経費は助成対象外という切り分けになります。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 6/7 追加

(17) 申請団体自身が運営する施設を公演や練習・リハ等で使用する場合の施設利用料は、助成対象経費となるか。

申請団体が当該事業に対する施設使用料の請求行為を受け(請求書)、支払い行為がある(振 込明細等)と認められるものに限り、助成対象経費となります。

10. 提出書類

博物館・美術館等

(1) 登録博物館、博物館相当施設(指定施設)であることを証明する書類の提出は必要か。

不要です。

博物館・美術館等 劇場・音楽堂等 6/10 追加

(2) 補足資料の添付は可能か。

必要な場合、実施内容や若手クリエイター等について参考となる補足資料(A4サイズ、5枚程度)であれば、添付いただけます。